

[事案 29-80] 年金支払請求

・平成 30 年 4 月 10 日 裁定不調

<事案の概要>

70 歳から終身にわたって年額 80 万円の年金が支払われると説明されて契約したとして、説明どおりの年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 8 月に契約した生存保障保険の生存保険金について、保険会社に支払請求書を提出したところ、生存保険金は年額約 64 万円で 20 年の確定年金として支払われることとなったが、契約時、募集人から「70 歳から終身にわたり年額 80 万円の年金が支払われる」と説明されたため、説明どおり支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレット、設計書等を持参して、本契約の内容、重要事項の説明を行っている。
- (2)募集人は設計書に記載されている金額が最低保証されるとは説明しておらず、終身年金年額 80 万円が保証されているという説明をしていない点について、申立人と募集人の主張は一致している。
- (3)ご契約のしおり・約款には、積立金が増減することが記載されているほか、確認書においても、運用実績に応じて積立金の変動することを了承する旨の記載があり、申立人が自署・押印している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張する内容での年金の支払いは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1)契約から時間が経過しており、記憶があいまいである点が多いと思われるものの、契約時に、募集人が本契約の内容を十分に理解し、申立人に正確な説明ができていたかどうか疑問が残る。
- (2)申立人が希望する年金内容について、保険会社の答弁書と、募集人の事情聴取の内容に相違がある。相違の理由については明らかではないが、この事実は事情聴取における募集人の発言内容の信用性を疑わせる。